

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 2 0 号

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

亀山市後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年亀山市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（ 8 ） 広域連合条例附則第 7 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。